

改正後	改正前
第 1 章 定義及び全般的留意事項 1 定義 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(7) (省略) <u>(8) 報告書検査</u> <u>租税条約等実施特例法第 10 条の 8 の規定に基づく報告事項の提供に関する調査についての質問検査をいう。</u> <u>(9) 国別報告書に係る自動的情報交換</u> (省略) <u>(10) 情報交換</u> (省略) <u>(11) 送達共助</u> (省略) <u>(12) 庁国際業務課</u> (省略) <u>(13) 庁課税総括課</u> <u>国税庁課税部課税総括課をいう。</u> <u>(14) 庁管理運営課</u> <u>国税庁徴収部管理運営課をいう。</u> <u>(15) 庁主管課</u> 情報交換又は送達共助に係る事案<u>(第 6 章 I 3 においては相手国等から受領した共通報告基準に係る情報に関する事案を含む。)</u>に関して、国税庁において当該事案を担当する課をいう。 <u>(16) 局課税総括課</u> <u>国税局課税第一部(金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては課税部)課税総括課又は沖縄国税事務所課税総括課をいう。</u>	第 1 章 定義及び全般的留意事項 1 定義 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(7) (同左) <u>(新設)</u> (8) 国別報告書に係る自動的情報交換 (同左) (9) 情報交換 (同左) (10) 送達共助 (同左) (11) 庁国際業務課 (同左) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (12) 庁主管課 情報交換又は送達共助に係る事案に関して、国税庁において当該事案を担当する課をいう。 <u>(新設)</u>

改正後	改正前
(17) 局管理者 （省略） (18) 署管理者 （省略） (19) 情報収集担当者 （省略） (20) 報告書検査実施担当者 <u>相手国等からの報告金融機関等の不遵守に係る通知を受けて、国税局又は税務署において、当該通知に係る報告書検査を担当する者をいう。</u> (21) 税務当局 （省略） 2～3（省略） 第2章 要請に基づく情報交換（相手国等への要請）に係る事務手続 1～10（省略） 第3章 要請に基づく情報交換（相手国等からの要請）に係る事務手続 1～12（省略） 第4章 FATCAに基づく情報提供に係る事務手続 1～6（省略） 第5章 自発的情報交換に係る事務手続 I・II（省略） 第6章 自動的情報交換に係る事務手続	(13) 局管理者 （同左） (14) 署管理者 （同左） (15) 情報収集担当者 （同左） <u>（新設）</u> (16) 税務当局 （同左） 2～3（同左） 第2章 要請に基づく情報交換（相手国等への要請）に係る事務手続 1～10（同左） 第3章 要請に基づく情報交換（相手国等からの要請）に係る事務手続 1～12（同左） 第4章 FATCAに基づく情報提供に係る事務手続 1～6（同左） 第5章 自発的情報交換に係る事務手続 I・II（同左） 第6章 自動的情報交換に係る事務手続

改正後	改正前
I 共通報告基準に係る自動的情報交換 1 共通報告基準に係る情報の提供 報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の租税条約等実施特例法施行令第6条の12第2項で定める場合には、同項で定める場所）の所轄税務署長は、租税条約等実施特例法第10条の6の規定に基づき報告金融機関等から報告事項の提供を受けた場合には、庁管理運営課が定める手続により、それを庁国際業務課に対して回付する。 庁国際業務課は、回付を受けた報告事項に<u>形式上の</u>誤り又は不備があると認めるときは、当該報告事項を提出した報告金融機関等に対して速やかに訂正又は補正を求める。 庁国際業務課は、当該報告事項を9月末日までに、当該報告事項に係る非居住者の居住地である相手国等の税務当局に対して提供する。 2 共通報告基準に係る情報の受領 庁国際業務課は、相手国等の税務当局から当該相手国等に所在する金融機関等から提供された我が国の居住者の報告事項に相当する事項について提供を受けた場合において、当該報告事項に相当する事項に<u>形式上の</u>誤り又は不備があると認めるときは、その旨を当該相手国等の税務当局に伝達し、速やかに確認することを求める。 3 <u>相手国等に所在する金融機関等の不遵守に係る相手国等への通知</u> (1) <u>通知に係る連絡</u> <u>局（署）管理者は、相手国等から受領した共通報告基準に係る情報について、相手国等に所在する金融機関等が共通報告基準と整合的な報告義務を遵守していないと認められ、調査等への活用に著しい支障を及ぼす場合</u>	I 共通報告基準に係る自動的情報交換 1 共通報告基準に係る情報の提供 報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の租税条約等実施特例法施行令第6条の12第2項で定める場合には、同項で定める場所）の所轄税務署長は、租税条約等実施特例法第10条の6の規定に基づき報告金融機関等から報告事項の提供を受けた場合には、<u>庁管理運営課（国税庁徴収部管理運営課をいう。Ⅲにおいて同じ。）</u>が定める手続により、それを庁国際業務課に対して回付する。 庁国際業務課は、回付を受けた報告事項の<u>内容</u>に誤り又は不備があると認めるときは、当該報告事項を提出した報告金融機関等に対して速やかに訂正又は補正を求める。 庁国際業務課は、当該報告事項を9月末日までに、当該報告事項に係る非居住者の居住地である相手国等の税務当局に対して提供する。 2 共通報告基準に係る情報の受領 庁国際業務課は、相手国等の税務当局から当該相手国等に所在する金融機関等から提供された我が国の居住者の報告事項に相当する事項について提供を受けた場合において、当該報告事項に相当する事項に誤り又は不備があると認めるときは、その旨を当該相手国等の税務当局に伝達し、速やかに確認することを求める。 <u>（新設）</u>

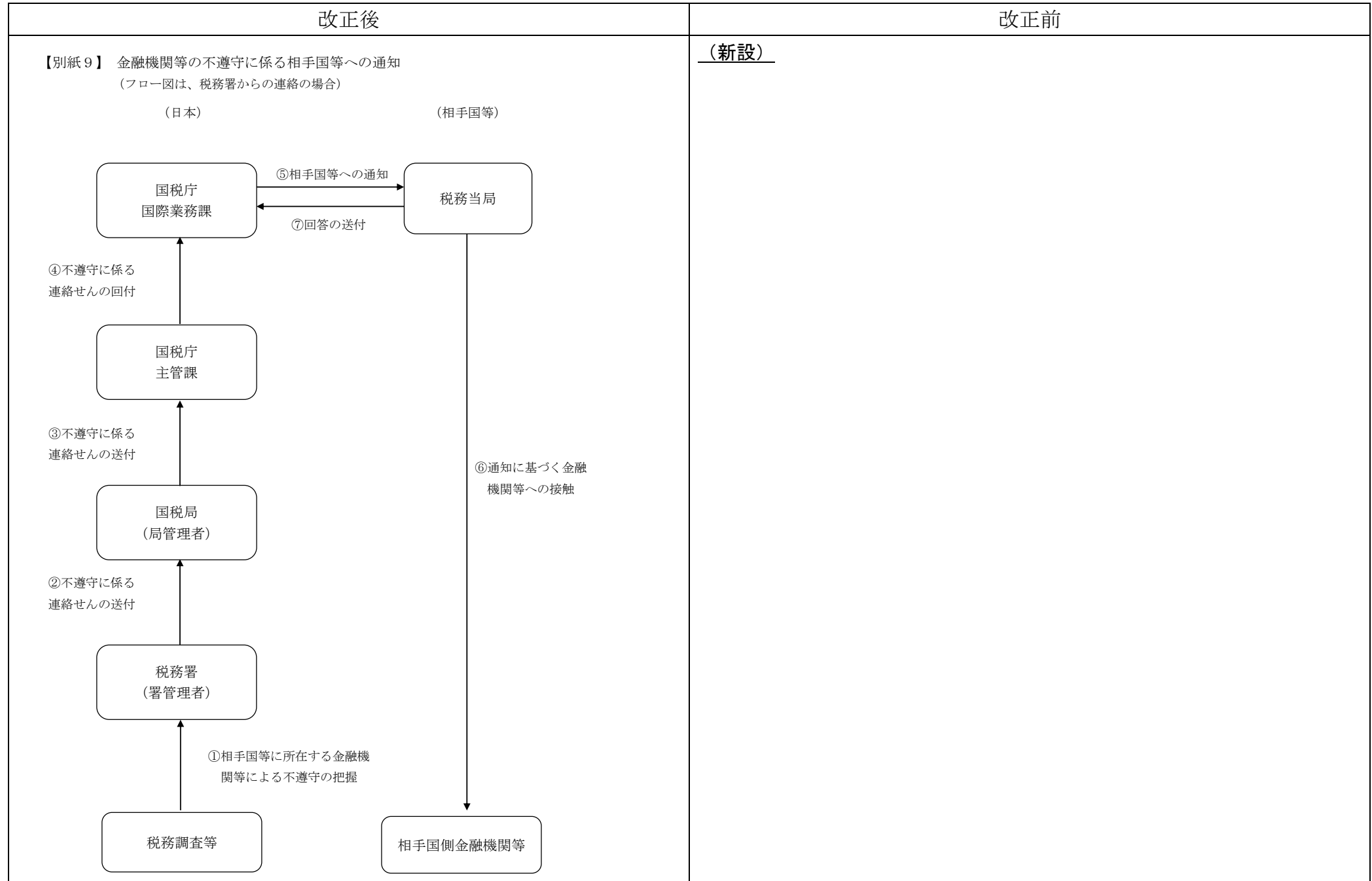
4

改正後	改正前
<u>該通知において、報告金融機関等が適切に特定されているか否か及びその不遵守の内容が明確なものとなっているか否かを検討する。</u> <u>検討の結果、報告金融機関等が適切に特定されていない又は不遵守の内容が明確なものとなっていないと判断した場合には、当該相手国等に対してその旨、その理由を伝達し、当該報告金融機関等を適切に特定すること又は当該不遵守の内容を明確にすることを依頼する。</u> <u>(2) 相手国等からの通知の庁課税総括課への回付等</u> <u>庁国際業務課は、(1)の検討の結果、相手国等からの通知において、報告金融機関等が適切に特定されている及びその不遵守の内容が明確なものとなっていると判断した場合には、必要に応じて和訳を施した上で、別紙様式 19 により当該通知を速やかに庁課税総括課に回付する。この際に、庁課税総括課は、必要に応じて報告書検査の実施方針について庁国際業務課と協議する。</u> <u>(3) 局課税総括課への回付</u> <u>庁課税総括課は、庁国際業務課から回付を受けた相手国等からの通知を速やかに局課税総括課に回付する。</u> <u>(4) 報告書検査の実施</u> <u>局課税総括課は、(3)により庁課税総括課から相手国等からの通知の回付を受けた場合には、報告書検査実施担当者を指名し、指名を受けた報告書検査実施担当者は速やかに報告書検査を実施する。</u> <u>(5) 報告書検査の結果の報告</u> <u>局課税総括課は、報告書検査実施担当者が行った報告書検査の結果について別紙様式 20 により報告書を作成し、庁課税総括課に送付する。</u>	

改正後	改正前
<u>庁課税総括課は、局課税総括課から当該報告書を受領したときは、当該報告書に記載された内容が相手国等からの通知に応じたものであることについて確認をした上で、これを速やかに庁国際業務課に回付する。</u> <u>(6) 相手国等への報告書の内容の回答</u> <u>庁国際業務課は、庁課税総括課から(5)の報告書の回付を受けた場合には、必要に応じて庁課税総括課と協議の上、当該報告書に記載された内容が相手国等からの通知に応じたものであることについて確認を行う。</u> <u>庁国際業務課は、確認の結果、当該報告書に記載された内容が相手国等からの通知に応じたものであると認めるときは、当該報告書に記載された内容を、速やかに当該通知を行った相手国等に伝達する。</u> <u>(7) 相手国等からの通知に係る事案の管理</u> <u>局課税総括課及び庁課税総括課は別紙様式 21 により「管理簿」を、庁国際業務課は別紙様式 18(2)により「整理簿」を、それぞれ作成することにより、相手国等からの通知に係る事案の管理を行う。</u> <u>庁国際業務課は、四半期ごとに、その整理簿と庁課税総括課の保有する管理簿との間の照合を行うことにより、当該通知に係る事案が適切に管理されているか否かの確認を行い、適切に管理が行われていない事実を把握した場合には、庁課税総括課に対して適切な管理を行うべき旨を要請する。庁課税総括課は、庁国際業務課から要請を受けた場合には、局課税総括課に対して、適切な管理を行うように指導する。</u> <u>なお、相手国等からの通知に係る事案の管理に当たっては、「国際的な税務コンプライアンスの向上のための金融口座情報の自動的交換に関する権限のある当局間のモデル合意」に関するコメントリーにおいて、相手国等から通知を受けた日から 90 日以内に相手国等に対し通知に係る回答又は進捗状況の通知をすべきであるとされていることを踏まえ、適切な事</u>	

改正後	改正前
<u>案の進行管理を行うべきことに留意する。</u> <u>(8) 相手国等からの進捗状況の照会等</u> <u>庁国際業務課は、相手国等から、通知に係る回答の進捗状況について照会を受けた場合には、速やかにその旨を庁課税総括課に伝達する。</u> <u>庁課税総括課は、必要に応じて局課税総括課に確認した上で、速やかに当該報告書検査の進捗状況を庁国際業務課に伝達する。</u> <u>庁国際業務課は、庁課税総括課からの伝達の内容に基づいて当該報告書検査の進捗状況に関し説明を作成し、速やかに当該相手国等に回答する。</u> Ⅱ 国別報告書に係る自動的情報交換 1 国別報告書の提供 （省略） 2 国別報告書の受領 庁国際業務課は、特定多国籍企業グループの最終親会社等又は代理親会社等の居住地国等の税務当局から、国別報告書を受領した場合において、その内容に形式上の誤り又は不備があると認めるときは、その旨を当該居住地国等の税務当局に伝達し、速やかに確認することを求める。 Ⅲ （省略） 第7章 情報の二次利用に関する同意の要請に係る事務手続 Ⅰ～Ⅱ （省略） 第8章 相手国等税務職員等に対する顕彰 1～2 （省略）	Ⅱ 国別報告書に係る自動的情報交換 1 国別報告書の提供 （同左） 2 国別報告書の受領 庁国際業務課は、特定多国籍企業グループの最終親会社等又は代理親会社等の居住地国等の税務当局から、国別報告書を受領した場合において、その内容に誤り又は不備があると認めるときは、その旨を当該居住地国等の税務当局に伝達し、速やかに確認することを求める。 Ⅲ （同左） 第7章 情報の二次利用に関する同意の要請に係る事務手続 Ⅰ～Ⅱ （同左） 第8章 相手国等税務職員等に対する顕彰 1～2 （同左）

改正後	改正前
第 9 章 送達共助に係る事務手続 I ～ II （省略） 【別紙 1】～【別紙 8】 （省略）	第 9 章 送達共助に係る事務手続 I ～ II （同左） 【別紙 1】～【別紙 8】 （同左）



租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

